

アマチュア局『基本保証』手続きガイド

JARDの「基本保証」を受ける場合は、この手続きガイドに沿って、『保証願書』をご記入のうえ、総合通信局等へ提出する『無線局免許（変更）申請書』及び『無線局事項書及び工事設計書』を添えてJARD保証事業センターにお申し込みください。

【保証の対象となる送信機】

1 無線局の免許申請（開設）の場合

- 新スプリアス規格により設計、製造された技術基準適合証明機器（技適機種）以外の送信機
- 技適機種の送信機にブースタや附属装置を取り付けたもの
- メーカー製品改造機

注1：いずれの場合も定格出力 200W(*)以下に限りします。

注2：「技適機種」は平成 17 年 12 月に施行された新スプリアス規格による証明を受けたものを指します。

注3：平成 17 年 11 月以前の旧スプリアス規格による証明を受けた機器は、経過措置の終了に伴い、平成 29 年 12 月以降は保証を受けないと免許になりません。

2 無線局の変更申請（取替、増設、変更）の場合

- 免許を受けた送信機に、新たにブースタ等を取り付けるもの
- 免許を受けた送信機を取替、送信機の増設、送信機の一部を変更するもの

注：いずれの場合も定格出力 200W(*)以下に限りします。

新スプリアス規格により設計、製造された技適機種への取替、増設は除きます。

●設置場所の変更（移動範囲の変更）の場合

注1：定格出力 200W(*)以下に限りします。

注2：設置場所の変更で、無線設備が技適機器のみで構成されている場合、保証は不要です
この場合は、直接総合通信局に手続きして下さい。
(総務省告示改正により、H30.3.1～)

(*)50MHz 帯以下の周波数帯に限りします。144MHz 帯を超える周波数帯の詳細については、次のURLから「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」別表第 1 号の定格出力欄をご確認ください。

<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/material/ama/hosyo.pdf>

※次の場合、総合通信局等へ直接申請を行ってください。

- ・空中線電力 200W を超える場合
- ・技適機種（新スプリアス規格）のみによる開設（開局）手続き及び変更手続き

【 保証を受けるにあたっての適合性の確認 】

JARD では、平成29年12月1日からすべての保証の審査において、平成17年12月に施行された新スプリアス規格に適合していることを確認して保証を行っています。

これは、国が定めた平成17年12月のスプリアス規格改正に伴う経過措置が平成29年11月30日までで終了したことに伴うものです。

(1)平成17年11月以前に旧スプリアス規格により設計・製作された機器（「スプリアス確認保証可能機器リスト」（※1）に掲載されている無線機を除く。）による手続きの場合は、新スプリアス規格に適合していることを個別に確認する必要がありますため、追加資料を提出していただくなどにより適合性を確認させていただきます。

※1：JARD の Web サイトで掲載機器の確認が可能です。

http://www.jard.or.jp/warranty/spudata/spu_list.pdf

(2)平成17年12月以降に設計・製作された機器については、新スプリアス規格に適合していることが前提となりますので、その確認のため別途資料等の提出が必要です。

なお、詳しい内容、具体的な確認方法は、7，8ページの

【 新スプリアス規格であることの具体的な確認方法について 】を参照して下さい。

【 保証願書の記入例 】

1 書面によりお申し込みになる場合

JARDホームページ「申請書類等のダウンロード」にある「保証願書」をダウンロードのうえ記入してください。

なお、ご不明な点はJARDホームページをご覧になるか、JARD保証事業センター基本保証宛にお問合せください。

●申請書類等のダウンロード <http://www.jard.or.jp/warranty/kihon/index.html>

●JARD保証事業センター基本保証 ⇒ 電話 03-3910-7263

2 電子申請によりお申し込みになる場合

JARDの以下のリンクからお手続きください。

⇒ <https://www.jard.or.jp/warranty/kihonmail/index.html>

【 保証料のご案内 】

保証願書の記入が済んだら、保証を受ける送信機の台数に応じた次の保証料をお振込みください。保証を受ける送信機の台数により保証料が異なります。

1 無線局の免許申請（開設）の場合

基本料に2台目以降の送信機の台数分の料金を加算した額

- 基本料（1台分の保証料を含みます。） 5,500円（税込）
- 2台目以降（送信機1台毎に） 1,100円（税込）

2 無線局の変更申請（取替、増設、変更）の場合

基本料に2台目以降の送信機の台数分の料金を加算した額

- 基本料（1台分の保証料を含みます。） 5,500円（税込）
- 2台目以降（送信機1台毎に） 1,100円（税込）

3 設置場所変更（移動範囲の変更）の場合

- 台数に関係なく1件当たり 3,300円（税込）

注：設置場所変更と同時に無線設備を変更しようとする場合は、「2 無線設備の変更申請（取替、増設、変更）の場合」の保証料のみとなります。

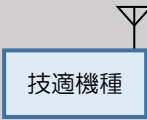
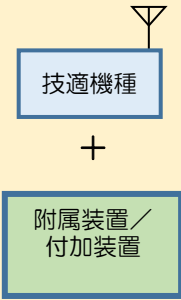
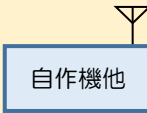
※1：保証料は、**技適機種**のみ（ブースタ等なし）の送信機の台数を除いて算定してください。（例図を参照）

※2：保証料は、協会の瑕疵により無線局免許が得られない又は無線設備の変更が認められなかった場合を除き、**返戻いたしません**。

※3：設備共用の場合の保証料（台数の算定）
設備共用にて同時に同一の送信機を使用する際のお申し込みの場合に限り、保証料は代表の方1名は台数に応じた保証料、他の共用の方は基本料金のみとなります。

※4：お客様からの申し出により出願を取り下げる場合の保証料の**返戻**は、お客様が支払った保証料から当該書類の郵送料及び金融機関が定める所定の振込手数料を差し引いた額を**返戻します**。

(例 図)

ケース別	〔 第1送信機 〕 技適機種のみ ※：新スプリアス規格の技適機種	〔 第2送信機 〕 技適改造機器又は 技適機種＋附属装置等	〔 第3送信機 〕 JARL 登録機種	〔 第4送信機 〕 自作機他
無線設備の内容	 注：旧スプリアス規格の技適機種は保証対象になります。			
保証審査の対象	対象外	対象	対象	対象

※上記の場合は、第1送信機が保証審査の対象外となるため、台数の算定は、3台となります。(技適機種は新スプリアス規格による技適証明を受けたもの)

注：旧スプリアス規格の技適機種はH29.12.月以降保証対象となっています。

【 保証料の振込等 】

保証料の振込等は、次の方法でお願いします。

1 郵便局の口座振替（払込み）の場合

振替口座 〇〇120ー1ー729584

加入者名 JARD保証事業センター

2 銀行振込の場合

(1) 三菱UFJ銀行（0005） 駒込支店（店番 061）

普通預金 口座番号 0438903

名 義 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 保証事業

(2) ゆうちょ銀行 〇ー九店（店番 019）

当座預金 口座番号 0729584

名 義 JARD保証事業センター

（カナ） （ジェイエーアールディーホショウジギョウセンター）

3 直接お支払いの場合

JARD保証事業センターにて営業時間内に直接お支払。(現金のみ)

[無線局の免許申請手数料](#)及び[電波利用料](#)は、国へ納めるものですので JARD の口座にお振り込みにならないようにご注意ください。

※1：お振込みの名義は、必ず出願者名（社団局の場合は、代表者名）としてください。（ご家族名義等になさいますと、確認がとれず、手続きが遅れることがあります。）

※2：振込等の手数料は、お客様にてご負担をお願いいたします。

※3：振込等を証する書類は、保証願書の所定の位置に貼付してください。なお、控えは必ずコピーを取るなどしてお手元に保管してください。

【 申込方法 】

1 書面により申請する場合

次の書類を JARD 保証事業センターまでお送りください。

- ① 保証願書
- ② 無線局免許（変更）申請書
（開局の場合、免許申請手数料（国へ納付）の金額分の収入印紙を必ず貼り付けてください。）
- ③ 無線局事項書及び工事設計書
注：②及び③の書類は、総合通信局が当協会のホームページからダウンロードして印刷のうえご利用ください
- ④ 無線局免許状送付用封筒（住所氏名を書いて切手を貼ったもの）

2 電子申請により申請する場合

JARD の以下のサイトからお手続きください。

⇒ <https://www.jard.or.jp/warranty/kihonmail/index.html>

【 申請書類の送付先 】

〒170-8088

東京都豊島区巣鴨3-36-6 共同計画ビル

JARD保証事業センター 基本保証 宛

注：ご郵送の場合は信書の送付が可能であり、追跡等ができる郵送方法と
してください。

【 各種お問い合わせ先 】

JARD保証事業センター（基本保証担当） まで

電 話 03-3910-7263

土曜、日曜、祝日、年末年始を除く 10:00～17:00

【 新スプリアス規格であることの具体的な確認方法について 】

新スプリアス規格に適合していることの具体的な確認方法は以下のとおりです。

1 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている機器の場合

これまでどおりのお申込みにより保証を行います。

なお、掲載機器を使用したお申込みの場合、追加資料の提出は不要です。

2 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されていない機器の場合

お申し込みの際、これまで提出をお願いしている送信機系統図（付加装置との接続を含む。）、附属装置の諸元に加えて、次のような資料などを提出していただくことにより保証を行います。

(1) 国内メーカー製機器（平成17年11月以前の旧スプリアス規格により設計・製作されたもの）について

- ① JARL 登録抹消機種（JARL 登録機種以前の機種含む。）及び JARL 登録機種
- ② 旧規格の**技術基準適合証明機器**
- ③ メーカー製機器を一部改造したもの（自作機としては扱いません）

（提出いただく資料）

新スプリアス規格を満たしている事の確認ができる資料（※2）の提出をお願いします。

※2：「帯域外領域」及び「スプリアス領域」それぞれ1波分について、測定を行ったスペクトラムアナライザの画面の写真など

この場合の測定周波数及び電波の型式については、当該無線機を使って主に運用する周波数帯など適宜選定して下さい。

なお、実際に使用した測定器の名称、測定日及び測定者の氏名は記述していただきますが、その測定器が1年以内の較正の有無については記述不要です。

また、JARDが必要と判断する場合には、追加の資料の提出をお願いすることがあります。

(2) 自作機、キット、外国製の機器について

- ・キットや外国製の機器は、新スプリアス規格で設計・製作されたものであることが確認できる書類及び送信機系統図を提出して下さい。これらにおいては、JARDが必要と判断する場合には、追加資料の提出をお願いすることがあります。